

ユニット型短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所介護施設）

のでらはまゆう運営規定

第1章 施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人賛幸会が開設する短期入所生活介護施設のでらはまゆうが行うユニット型指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理などの世話を行い、利用者の自立支援に努めると同時に、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持出来るよう在宅ケアの支援に努める。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、居宅での生活と利用中の生活が連続したものになるよう配慮しながら、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。

3 利用者のプライバシーの確保に配慮する。

4 自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

5 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者と密接な連携に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するようにする。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービス有提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人に了解を得ることとする。

8 利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 施設の名称及び所在地等は、次の通りとする。

- 一 名称 短期入所生活介護施設（介護予防短期入所生活介護施設） のでらはまゆう
- 二 所在地 鳥取県鳥取市野寺 67
- 三 電話番号 0857-51-8188 FAX 0857-51-7078
- 四 管理者 森本 哲生
- 五 介護保険指定番号 短期入所生活介護 （3170103141号）

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（特別養護老人ホームのではまゆうと兼務）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1人以上（嘱託医師）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1人以上
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員 2人以上
利用者の短期入所生活介護計画に基づく介護を行う。
- 五 看護職員 2人以上
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の短期入所生活介護計画に基づく看護を行う。
- 六 管理栄養士 1人以上（特別養護老人ホームのではまゆうと兼務）
食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止する為の訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上（特別養護老人ホームのではまゆう兼務）
利用者の短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- 九 事務職員 2人以上（特別養護老人ホームのではまゆうと兼務）
必要な事務を行う。

第3章 利用定員

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護施設（介護予防短期入所生活介護施設）の利用定員は、1ユニット5人とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員を超えて入居させない。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(サービスの開始及び終了)

第8条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象とする。

2 事業者は、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 サービス利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、利用者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう援助する。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第10条 事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。

(短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成)

第11条 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用期間中のサービスの目標、サービス内容等を記載した短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 管理者は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に交付する。

(サービスの取り扱い方針)

第12条 利用者がその有する能力に応じて、自律した生活を営むことが出来るように必要な援助を行う。

- 2 事業所は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。
- 3 利用者のプライバシーの確保に配慮する。
- 4 利用者の自立した生活を支援することを基本として利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状況等の把握に努める。
- 5 サービスの提供にあたり、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法について説明を行う。
- 6 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 7 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第13条 1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴、または清拭する。

- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について適切な援助を行う。
- 3 オムツを使用せざるを得ない利用者について、オムツを適切に交換する。
- 4 離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 5 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第14条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし適切な時間に行う。

2 利用者の自立支援に配慮し、また利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で行う。

(相談及び援助)

第15条 利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第16条 教養娯楽設備等を備える他、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2 常に利用者の家族と連携を図るよう努める。

(機能訓練)

第17条 利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第18条 医師及び看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

2 医師は、健康手帳を有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(利用料等の受領)

第19条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 利用者が選定する特別食の費用
- 二 理美容代
- 三 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 四 理美容代
- 五 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの

4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払を受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(通常を送迎の実施地域)

第21条 通常を送迎の実施地域を鳥取市、岩美町、八頭町とする。他の地域については相談により対応する。

(身体の拘束等)

第22条 当施設は入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 施設は身体拘束適正化を図るため次に掲げる措置を行う。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥そう対策等)

第23条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥そうが発生しないような適切な介護に努めると共に、褥そう対策指針を定め、その発生を防止するため

の体制を整備する。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第24条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(健康保持)

第25条 利用者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第26条 利用者は、施設の清潔、整とん、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第27条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃しまたは自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)

- (1) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第29条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(利用に関する市町村への通知)

第30条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第31条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を体制を定める。

2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を確保する。

(衛生管理等)

第32条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医療品・医療用具の管理は適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする）をおおむね3月に1回以上開催することともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第33条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。

(掲示)

第34条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第35条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(個人情報保護について)

第36条 事業所は、個人情報保護管理者を設け、個人情報の保護に努める。

2 事業者は、個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示した上で、必要範囲の情報を収集し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用する。

(虐待防止に関する事項)

第37条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 施設は、サービス提供中に、従業者または養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益の供与はしない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を收受しない。

(苦情処理)

第39条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 外部の第三者による「苦情処理委員会」を設置し、苦情の処理を客観化する。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 4 サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 5 利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力することに努める。

(緊急時等における対応方法)

第40条 当施設の介護サービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師または施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また必要に応じて救急搬送等の措置を講じる。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第41条 当施設は、安全活適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 嘱託医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(業務継続計画の策定等)

第42条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継

続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（自治体による検査及び質問への対応）

第 43 条 老人福祉法第 18 条の規程による自治体の行う質問・検査等に協力する。

（地域との交流）

第 44 条 運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

（会計の区分）

第 45 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第 46 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

3 整備した諸記録は次の区分に応じてそれぞれに定める期間保存する。

（1）決算書類 30 年間

（2）会計伝票、会計帳簿及び証憑書類 10 年間

（3）前項及び（1）、（2）に掲げる書類以外の記録 10 年間

（その他の留意事項）

第 47 条 施設は、すべての従業者（介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定められた者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 48 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人賛幸会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

付則 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付則 この規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

付則 この規定は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。

付則 この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

付則 この規定は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。